

札幌大学日本語教師養成課程に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第59条第4の規定に基づき、日本語教師養成課程に関する授業科目に関し必要な事項を定める。

(受講資格)

第2条 日本語教師養成課程に関する授業科目を受講できる者は、本学学生並びに学則に基づき許可された委託学生、特別科目等履修生及び科目等履修生とする。

(受講の手続)

第3条 日本語教師養成課程に関する授業科目を受講しようとする者は、学年又は学期の始めの定められた期日までに、学校法人札幌大学学費等納付金規則に定める日本語教師養成課程科目受講料を納付し、所定の手続をしなければならない。

2 前項の納付金のほかに、必要な費用について徴収することがある。

(開設授業科目)

第4条 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（平成30年3月2日第67回文化審議会国語分科会）に基づき本学において開設する日本語教師養成課程に関する授業科目は別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の年次配当、履修方法については、学則において定める。

(取得科目及び単位数)

第5条 日本語教師養成課程を修了しようとする者は、学則別表第1に定める日本語教師養成課程に関する授業科目を履修しその単位を修得しなければならない。

(成績評価及び単位認定)

第6条 前条により履修した授業科目については、定期の試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、学長が所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した授業科目について、当該受講者の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目の試験、学業成績の評価、単位の認定は、学則に基づき取り扱いする。

(修了証書の授与)

第7条 本学において日本語教師養成課程の修了に必要な科目を修め所定の単位を取得した者には、学長が修了証書を授与する。

2 前項の修了証書は、卒業又は修了のときに授与する。

(所管)

第8条 この規程に関する所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

(令和 6 年度以降入学生適用)

本学において開設する授業科目	開設単位	必修／選択	必要単位	日本語教師【養成】における必須の教育内容
社会言語学概論	2	必修	2	(1)
日本語表現論	2	必修	2	(4)、(5)、(9)、(14)、(41)
日本語学入門	2	必修	2	(8)、(11)、(38)、(39)、(41)
異文化コミュニケーション演習 A	2	必修	2	(19)、(46)、(49)、(50)
日本語教授法 I A	2	必修	2	(2)、(3)、(6)、(7)、(10)、(12)、(13)、(18)、(32)、(33)、(34)
日本語教授法 I B	2	必修	2	(15)、(16)、(17)、(20)、(22)、(23)、(24)、(26)、(47)、(48)
日本語教授法 II	4	必修	4	(20)、(21)、(22)、(23)、(26)、(27)、(29)、(31)
日本語教材・教具論	2	必修	2	(22)、(25)、(35)、(36)
日本語教育実習	1	必修	1	(23)、(25)、(26)、(27)、(28)、(30)、(49)、(50)
言語学 I	2	必修	2	(37)、(38)、(39)、(40)、(41)、(42)
言語学 II	2	必修	2	(8)、(14)、(37)、(38)、(43)、(44)、(45)
日本語文法論 I	2	必修	2	(39)、(43)
日本語文法論 II	2	必修	2	(39)、(43)
日本語教師養成課程修了単位数			27	

(令和 2 年度～令和 5 年度入学生適用)

本学において開設する授業科目	開設単位	必修／選択	必要単位	日本語教師【養成】における必須の教育内容
日本文化概論	2	選択必修	2	(1)
J a p a n e s e A f f a i r s C	2			
日本語表現論	4	必修	4	(4)、(5)、(9)、(14)
日本語学入門	2	必修	2	(8)、(11)、(38)、(39)、(41)
社会心理学入門	2	選択必修	2	(19)
言語文化論 A	1	2 単位以上修得		
言語文化論 B	1			
日本語教授法 I	4	必修	4	(2)、(3)、(6)、(7)、(10)、(12)、(13)、(18)、(32)、(33)、(34)、(46)、(47)、(48)
日本語教授法 II	4	必修	4	(15)、(16)、(17)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(26)、(31)、(48)、(49)、(50)
日本語教材・教具論	2	必修	2	(22)、(25)、(35)、(36)
日本語教育実習	1	必修	1	(23)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(48)、(49)、(50)
言語学概論 I	2	必修	2	(37)、(38)
日本語文法論 I	2	必修	2	(42)、(43)
日本語文法論 II	2	必修	2	(40)、(44)、(45)
日本語教師養成課程修了単位数			27	

(平成31年度入学生適用)

本学において開設する授業科目	開設単位	必修／選択	必要単位	日本語教師【養成】における必須の教育内容
日本文化概論	2	選択必修	2	(1)
Japanese Affairs C	2			
日本語表現論	4	必修	4	(4)、(5)、(9)、(14)
日本語学入門	2	必修	2	(8)、(11)、(38)、(39)、(41)
言語文化論B	2	必修	2	(19)
日本語教授法Ⅰ	4	必修	4	(2)、(3)、(6)、(7)、(10)、(12)、(13)、(18)、(32)、(33)、(34)、(46)、(47)、(48)
日本語教授法Ⅱ	4	必修	4	(15)、(16)、(17)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(26)、(31)、(48)、(49)、(50)
日本語教材・教具論	2	必修	2	(22)、(25)、(35)、(36)
日本語教育実習	1	必修	1	(23)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(48)、(49)、(50)
言語学概論Ⅰ	2	必修	2	(37)、(38)
日本語文法論Ⅰ	2	必修	2	(42)、(43)
日本語文法論Ⅱ	2	必修	2	(40)、(44)、(45)
日本語教師養成課程修了単位数			27	

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（平成30年3月2日第67回文化審議会国語分科会）

日本語教師養成に求められる資質・能力の5区分	必須の教育内容
【社会・文化・地域】	(1) 世界と日本の社会と文化、(2) 日本の在留外国人施策、(3) 多文化共生（地域社会における共生）、(4) 日本語教育史、(5) 言語政策、(6) 日本語の試験、(7) 世界と日本の日本語教育事情
【言語と社会】	(8) 社会言語学、(9) 言語政策と「ことば」、(10) コミュニケーションストラテジー、(11) 待遇・敬意表現、(12) 言語・非言語行動、(13) 多文化・多言語主義
【言語と心理】	(14) 談話理解、(15) 言語学習、(16) 習得過程（第一言語・第二言語）、(17) 学習ストラテジー、(18) 異文化受容・適応、(19) 日本語の学習・教育の情意的側面
【言語と教育】	(20) 日本語教師の資質・能力、(21) 日本語教育プログラムの理解と実践、(22) 教室・言語環境の設定、(23) コースデザイン、(24) 教授法、(25) 教材分析・作成・開発、(26) 評価法、(27) 授業計画、(28) 教育実習、(29) 中間言語分析、(30) 授業分析・自己点検能力、(31) 目的・対象別日本語教育法、(32) 異文化間教育、(33) 異文化コミュニケーション、(34) コミュニケーション教育、(35) 日本語教育とICT、(36) 著作権
【言語】	(37) 一般言語学、(38) 対照言語学、(39) 日本語教育のための日本語分析、(40) 日本語教育のための音韻・音声体系、(41) 日本語教育のための文字と表記、(42) 日本語教育のための形態・語彙体系、(43) 日本語教育のための文法体系、(44) 日本語教育のための意味体系、(45) 日本語教育のための語用論的規範、(46) 受容・理解能力、(47) 言語運用能力、(48) 社会文化能力、(49) 対人関係能力、(50) 異文化調整能力